



次の場合、罰則の処分または事業者の氏名を公表することがあります。(景観法第100条から103条)

- ・届出を行わない、又は虚偽の届出を行った場合
- ・特定届出対象行為について、変更命令や原状復帰命令に従わなかった場合
- ・行為の着手制限期日を守らずに着工した場合